中国電力株式会社島根原子力発電所発電 用原子炉設置変更許可申請(2号発電用 原子炉施設の変更)の概要について

> 令和3年7月 原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 中国電力株式会社

住 所 広島県広島市中区小町4番33号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 清水 希茂

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 島根原子力発電所

所在地 島根県松江市鹿島町片句

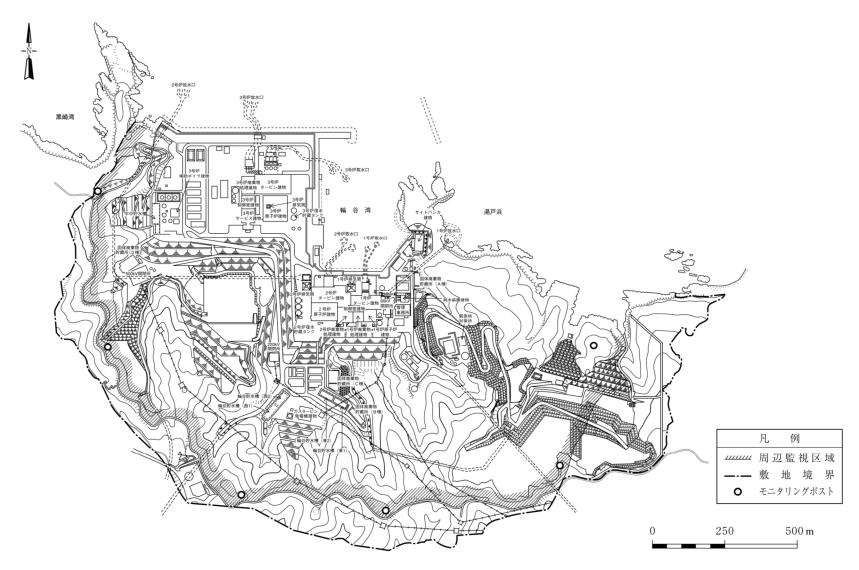
(3) 変更の内容

昭和 44 年 11 月 13 日付け 44 原第 5540 号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた島根原子力発電所の原子炉設置許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

- 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
- 九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
- 十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における 当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加する。あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。



参考図 発電所全体配置図